

# いざという時のために準備は早めに

小規模宅地等の特例の要件緩和  
納税資金確保の対策も計画的に

遺産分割協議が円満に成立したら、相続税の申告・納税となる。相続税は相続財産から非課税枠である基礎控除額を差し引いた額に課税されるもので、遺産の評価額が基礎控除額以下なら当然、相続税は発生しない。税務署への申告も必要ない。

今年1月1日以降に発生する相続に対して、基礎控除額が昨年までの6割に縮小され、「3000万円+600万円×法定相続人の数」となった。例えば法定相続人が配偶者と子ども2人の場合、4800万円を超える課税される。地価の高い都心部に自宅や不動産を持っていたり、多額の現金や株式などを保有している場合、課税対象となる可能性が大きい。

一方、相続税評価額が基礎控除額を超える場合でも、配偶者控除や小規模宅地等の特例などを申告することで、相続税がかからない場合がある。小規模宅地等の特例は今年1月1日以降、居住継続要件を満たしている場合は30平方メートルまで評価額の80%減額される。二世帯住宅の敷地やお

び老人ホームに入居している場合、その自宅の敷地に対する小規模宅地等の特例の適用要件が緩和されている。

納税資金の確保も重要だ。一般には相続財産の多くを不動産が占めている。この不動産を売却して納税資金に充てる例も少なくない。最近では納付期限内に含むるために安値で売却急ぐのを避けるため、不動産仲介業者が相続税を立て替えるサービスも登場している。

未上場のオーナー企業の場合には自社の評価が問題となる。業績が好調ならば株価は高騰し、後継者に承継する際に多額の納税が必要になる。計画的な事業承継を進めるなどし、上場株式会社など換金性の高い財産を保有したり、生命保険を活用するなど、納税資金を確保する対策を講じる必要がある。

相続成功のためには自分だけでなく、家族の将来や相続税負担の軽減のため、土地活用のほか、教育資金や結婚、子育て資金の一括贈与、住宅取得等資金贈与など、効果的な生前贈与を行っておくべきだ。

贈与税の速算表

兄弟間や夫婦間などの場合 (一般税率)		20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けした場合 (特例税率)	
基礎控除および配偶者控除後の課税価格(万円)	税率	基礎控除および配偶者控除後の課税価格(万円)	税率
200万円以下	10	200万円以下	10
300万円以下	15	400万円以下	15
400万円以下	20	600万円以下	20
600万円以下	30	1,000万円以下	30
1,000万円以下	40	1,500万円以下	40
1,500万円以下	45	3,000万円以下	45
3,000万円以下	50	4,500万円以下	50
3,000万円超	55	4,500万円超	55

(出所：国税庁)

三輪厚二税理士事務所 所長 三輪厚二氏



今年1月から相続税の基礎控除額が以前の6割に引き下げられ、これまで相続なんて関係ないと思っていた人も無関心ではいられなくなりました。特に大阪市内や阪神間を、路線価の高いエリアに自宅や不動産を有している人は一相続税がかかるんやろうか。かかるとしたらいくらぐらいかかるとか、どうするかを悩むのじゃないですか。そこで、当事務所では、こうしたお悩みを解決していただくべく、SPKプランを作りまして、入会金や費用などは無料で登録していただいた方には、相続のご相談以外に、広大地の簡易判定、不動産活用や融資、事業承継のご相談などにも初回無料で乗らせていただくほか、相続税の申告報酬や現状分析の報酬もごオプトになる特典など、様々なサービスを受けていただくことが可能です。お気軽にご入会いただければと思います。

**安心の積み上げ式報酬体系を採用 生前贈与の活用などで、賢明な相続対策を**

今年1月からは、相続税の負担は重く、贈与税の負担は軽くなっています。この傾向は相続税精算課税制度が導入された平成15年から一貫して同じなのですが、これは高齢者の個人資産を若い世代へ広く移転させ、消費を拡大して日本経済の活性化につなげようという狙いがあるからです。

その意味で今後の相続対策として有効なのが、生前贈与の積極的活用です。毎年増える財産よりも多くの財産を子や孫に贈与することです。税負担の軽減の観点からも賢い方法といえるでしょう。

当事務所では10年以上前からこの点に着目し、ノウハウを蓄積してきました。相続は様々なケースがありますが、どのケースにはどんな手法が適切かをアドバイスしていきたくと考えています。

**低価格SKT27プラン**

当事務所では、今年施行された相続税改正によって、新たに相続税の申告が必要となるを対策に申告書作成などを、最低価格で提供する「SKT27プラン」(相続税)改正「対応」平成27年1月を開始しました。

相続財産が1億円以下で、不動産が自宅1カ所のみの人に対して、5000万円以下の人は14万8000円(税込)のみ、5000万円超7000万円以下の人には16万8000円(税込)のみ、7000万円超1億円以下の人には19万8000円(税込)のみとする料金プランで、相続税の申告書や遺産分割協議書の作成のほか、遺産分割協議書の作成のほかに、専門的な知識と経験豊富な税理士を選んでください。

**安心できる相続専門税理士に**

相続税は、小規模宅地の特例をどうにか適用するか、配偶者がいくらく相続するかなどによって額が大きく変わります。また、納税においても的確なアドバイスがなければ、財産を失う可能性があります。そうならないためには、専門的な知識と経験豊富な税理士を選んでください。

また、報酬についても、それぞれバラバラですので、報酬の算定根拠や算定方法をよく聞いて、納得できることを選びましょう。

(近畿税理士会所属、お問い合わせ先 06-6209-839)

**悩みを解決SPKプラン**

今年1月から相続税の基礎控除額が以前の6割に引き下げられ、これまで相続なんて関係ないと思っていた人も無関心ではいられなくなりました。特に大阪市内や阪神間を、路線価の高いエリアに自宅や不動産を有している人は一相続税がかかるんやろうか。かかるとしたらいくらぐらいかかるとか、どうするかを悩むのじゃないですか。そこで、当事務所では、こうしたお悩みを解決していただくべく、SPKプランを作りまして、入会金や費用などは無料で登録していただいた方には、相続のご相談以外に、広大地の簡易判定、不動産活用や融資、事業承継のご相談などにも初回無料で乗らせていただくほか、相続税の申告報酬や現状分析の報酬もごオプトになる特典など、様々なサービスを受けていただくことが可能です。お気軽にご入会いただければと思います。

**新相続税を攻略するには**

今回の税制改正は、相続税の負担は重く、贈与税の負担は軽くなっています。この傾向は相続税精算課税制度が導入された平成15年から一貫して同じなのですが、これは高齢者の個人資産を若い世代へ広く移転させ、消費を拡大して日本経済の活性化につなげようという狙いがあるからです。

その意味で今後の相続対策として有効なのが、生前贈与の積極的活用です。毎年増える財産よりも多くの財産を子や孫に贈与することです。税負担の軽減の観点からも賢い方法といえるでしょう。

**明細料金システム**

SKT27プランの対象にならぬ人には、Pシステムという料金体系を用意しています。申告報酬は、一般的に相続財産の額が多くなれば報酬が高くなるという財産比例方式を採用しているところが多いようですが、当事務所ではこの方式は合理的ではないと考えていますので、この方式ではなく、評価する財産の件数と事前に設定した単価を掛け合わせこれを合計する財産評価報酬の積み上げ方式(土地や建物を何件評価したのでもいくという方式)を採用しています。

この方式であれば、算定方法が合理的なので、報酬が明瞭かつ、事前に正確な金額をお伝えできますので、相続人の方にとって安心、納得していただけるからです。

料金は20万円(税込)から。当事務所では報酬の全てを明確にしています。